

監査委員公告

平成26年9月4日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年1月8日

宮崎県監査委員 宮本 尊
 宮崎県監査委員 山口 博
 宮崎県監査委員 中野 廣
 宮崎県監査委員 田口 雄 明 二

1 県の機関を対象とした定期監査

機関名	監査の結果	講じた措置
大阪事務所	旅費について、交通費の算出を誤り支給不足となっているものが散見された。善処を要する。（注意事項）	支給不足となっていた職員に対しては、直ちに差額分の支払を行った。また、交通費の算出誤り等を防ぐため、出力した旅行命令書は複数の職員で確認するよう事務処理を改めた。
小林県税・総務事務所	県税の窓口収納について、収納すべき額を誤って受領していた。留意を要する。（注意事項）	県税窓口において収納を行う際は、納税された方と一緒に紙幣の枚数や金種等預かる金額及び釣り銭金額を確認するなど、入念に行うことの徹底を図ることとした。
高鍋県税・総務事務所	県税の窓口収納について、収納すべき額を誤って受領していた。留意を要する。（注意事項）	県税窓口において収納を行う際は、納税された方と一緒に紙幣の枚数や金種等預かる金額及び釣り銭金額を確認するなど、入念に行うことの徹底を図ることとした。
日向県税・総務事務所	狩猟税申告書について、証紙に消印が押されていないものがあった。善処を要する。（注意事項）	直ちに適正に消印処理を行った。今後は、証紙消印処理後に担当リダー及び出納員による書類確認を行うこととし、宮崎県収入証紙条例施行規則第9条に基づく適切な事務処理に努める。
西臼杵支庁	母子福祉資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）	母子寡婦福祉資金については、家庭訪問や電話により生活実態を把握の上、具体的な償還計画を作成し、償還の度に借主にも確認してもらうことで償還意識の

		<p>向上を図っている。 また、滞納金が発生しないよう、引き続き貸付時及び償還開始時に、償還義務について十分説明し、指導を行っていく。 生活保護費償還金については、家庭訪問や電話を行っていくことにより、生活実態を把握し粘り強く納付を促していく。 また、被保護者の収入状況を把握し、収入申告を徹底するとともに、把握した収入については、被保護者が消費してしまいう前に返還命令措置を講じるなど、速やかにかな事務処理を行うことと未収金の発生防止に努める。</p>
	<p>非常勤職員の報酬について、支払時期が遅れているものが散見された。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>勤務条件通知書の内容について、担当内の職員に周知を行うとともに、毎月を支払に必要となる報告書について、複数名により確認を行うなど、適正な報酬の支払に努めている。</p>
	<p>旅費について、旅行雑費の調整誤りにより支給不足となっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>支給不足となっていた旅行雑費については、平成26年7月31日に支払を行った。 平成25年7月から、新旅費システムの稼働により、旅行雑費調整誤りの対策が図られており、また、旅費計算書の複数名チェックを徹底するなど、適正な旅費支給に努めている。</p>
<p>医療薬務課</p>	<p>看護師等修学資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進についで、一層の努力が望まれる。（注意事項）</p>	<p>債権者に対し、福祉こどもセンターに配置している債権管理事務嘱託員の活用等により、督促や計画的な返納指導（文書・電話・訪問）を実施するとともに、債権者の生活状況を踏まえ、必要に応じ分割納入の措置を採るなど個々のケースに応じた納入指導を徹底し、収入促進に努める。 また、現年度分に係る滞納について、初期段階で</p>

		納入指導を徹底し未済額の増加防止に努める。
国保・援護課	生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（要望事項）	生活保護費返還金については、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査や各種会議等において、返還金の決定及び徴収等の適正実施に努めるよう指導を行っているところである。 また、各福祉事務所においても、未収金対策会議の開催、未収金徴収強化月間の設定による重点的な納入指導を行うとともに、債権管理事務嘱託員の活用を図るなど、収入促進に努めているところである。 今後とも引き続き、各福祉事務所に対し、収入促進に努めるよう指導を行うとともに、返還金の原因となりやすい遡及年金等の収入状況の把握に努めるよう、併せて指導助言を行うこととする。
障害福祉課	精神障がい者地域移行支援事業等の業務委託について、契約書の作成が遅れているものが散見された。留意を要する。（注意事項）	業務委託の契約書作成については、委託先との十分な連携のもと、速やかに事務処理を行うよう改善する。さらに、チェック体制の強化を図り、進捗状況の管理を徹底し、適正な事務処理に努めていくこととする。
こども家庭課	児童保護費負担金等について、収入未済額等が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（要望事項）	1 児童保護費負担金 各福祉こどもセンターにおいて、債権管理事務嘱託員が債務者宅へ家庭訪問等を行っていることに加え、定期的に未収金対策会議を開催し、未収金の徴収強化月間を、設定するなどの取組を展開するとともに、引き続き、経済情勢の悪化により生活が困窮している滞納者については、個々のケースに応じたきめ細かな説明や納入指導を行い、納入に

		<p>策要領に基づき、下記の事項に積極的に取り組み、償還促進に努めていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸付制度運用対策会議を開催し、制度の適正運用と償還対策の強化を図る。 (2) 償還指導強化月間を設け、特別償還指導を実施する。 (3) 督促や催告の実施と併せ、長期未納者には誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理に努める。 (4) 滞納の常態化を防ぐため、滞納発生初期において、早期・集約的な償還指導を実施する。 (5) 新たに償還が始まる借主等に対して償還期間到来の連絡を実施し、償還計画の再認識を促すとともに、口座振替の利用促進を図る。
<p>中央福祉センター</p>	<p>児童保護費負担金等について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p>	<p>児童入所施設との連携を密にし、債務者に関する情報収集に努めながら、債務者への電話・文書・家庭訪問等により納付指導を行っている。</p> <p>特に、未収となっている案件については、年3回の未収金対策会議において、収納率の目標設定や対象者リストを作成し、目標達成のために、徴収強化期間を設け、集中的に夜間訪問等による指導を実施している。</p> <p>また、過年度からの滞納者については、年間を通じ、債権管理事務嘱託員が、家庭訪問等を粘り強く行って納付を促すなど、担当者と連携を図りながら地道に未収金回収に取り組んでいる。</p> <p>さらに、負担金額の決定を速やかに行い納付を依頼するなど、未収金発生を防</p>

<p>南部福祉センター</p>	<p>生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）</p>	<p>止にも努めている。</p> <p>生活保護費返還金については、課税状況調査や年金状況の調査の実施により収入状況に調査的把握を確に把握するとともに、被保護者に対して収入申告の指導を徹底し、収入把握と返還決定を早期に実施することにより消費済みにする滞納の発生防止に努める。</p> <p>また、滞納を解消するため、債権管理事務嘱託員を積極的に活用して納入を督促するとともに、履行延期の活用など個々のケースに応じたきめ細やかな指導を行い、滞納者への納入啓発と収入未済額の減少に努める。</p>
<p>北部福祉センター</p>	<p>生活保護費返還金等について、収入未済額等が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）</p>	<p>未収金対策については、センター全体の課題として取り組んでおり、所長をトップとする未収金対策会議を定期的に開催し、滞納状況の確認や目標設定を行うとともに、滞納者の生活実態に応じた分割納入などの対応策についても検討している。</p> <p>平成25年11月には債権管理事務嘱託員が行う訪問催促等を効率的に行うため、事務処理の基本的な事項を定め、それにのっとり、対象者や訪問催促頻度等を決定している。</p> <p>さらに、年3回の未収金納入指導強化月間に、夜間の自宅訪問や電話催告、来所による相談・指導を行うなど集中的な取組を行っている。</p> <p>また、新たな未収金の発生を防止するため、生活保護費返還金については収入申告の指導の徹底、母子寡婦福祉資金貸付金については貸付時の丁寧な説明を徹底するなど取組を強化することとしている。</p>

<p>児湯福祉事務所</p>	<p>生活保護費返還金額等に前年度と比較して増加している。収入促進に望まれている。（指摘事項）</p>	<p>生活保護費返還金等未済金については、常に随時未納状況を会議を開催して、具体的な対策を講じる。さらには収入促進強化期間を設け、電話や訪問による返還指導及び行方不明者の住所確認を強化する。また、課税調査や年金調査により、収入未申告等に伴う徴収金自体の発生防止に努める。</p> <p>なお、生活保護法の改正により、生活保護費との相殺が可能となる平成26年7月1日以降の徴収対象金については、可能な限り保護費との相殺を行うこととする。</p> <p>母子寡婦福祉資金貸付金については、償還会議を毎月開催し、滞納状況の確認や個別の対応策を協議する。また、当該月の償還指集導強化対象者を決定し、集中的な償還指導を行う。また、年3回の償還指導強化月間を設定し納入指導を強化する。</p>
<p>小林保健所</p>	<p>旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>当該旅行雑費については、速やかに戻入処理を行った。今後はチェック体制を強化し、同様の誤りがないよう再発防止に努めることとした。</p>
	<p>診療所開設許可申請について、添付書類が不足しているものがあった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>診療所開設許可申請については、添付書類の有無及び内容を確認するため、審査票を作成し、漏れなく確認できるようにした。これにより、申請書受付時の添付書類の確認を確実にし、決裁時におけるチェック体制の強化を行うこととした。</p>
<p>高鍋保健所</p>	<p>旅費について、交通費の算出誤り等により支払額を誤っているものが散見された。善処を要する</p>	<p>交通費の算出誤り等により支払った旅費の追給及び戻入の処理を速やかに行った。</p>

	。 (注意事項)	今後、県外出張における交通費の算出誤りを防止したため、適正な旅費を支出するため、重点確認事項一覧を作成し、チェック機能の強化を行うこととした。
	庁舎清掃業務委託について、検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)	庁舎清掃業務委託について、検査調書の作成を速やかに行った。 今後、契約期間の総額が100万円以上の契約について、予算執行時に「最終回支出時、検査調書の作成」と記載し、適正な事務処理を行うこととした。
観光推進課	「日本のふるさと宮崎」誘客促進事業費補助金について、交付決定事務が遅れていた。留意を要する。(注意事項)	今後は、補助金交付決定事務に係る進捗状況の管理を徹底するとともに、課内のチェック体制を強化し、事務が滞ることのないよう適正な事務処理に努める。
畜産振興課	畜産振興補助事業補助業務の受託について、調定事務が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)	受託事業については、内示通知があった時点で調定を行うこととした。 今後は、調定事務の遅れがないよう、適正な事務処理に努める。
家畜防疫対策課	口蹄疫埋却地再生活用対策事業に係る業務委託について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)	今後、業務委託の実施に当たっては、課内で進行管理を確実にを行うよう徹底し、適正な事務処理に努める。
北諸県農林振興局	火薬類の譲渡又は譲受許可申請手数料等について、証紙の消印が申請書受理時に押されていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)	今後、宮崎県収入証紙条例施行規則等に基づき、申請書類を受理時に押印するとともに、複数の職員で確認することを徹底し、適正な事務処理に努める。
総合農業試験場	畑作園芸支場における公用車の管理について、法定定期点検整備を実施していないものがあった。留意を要する。(指摘事項)	今後は、自動車等管理要綱等を十分に認識して事務を行うとともに、チェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
	亜熱帯作物支場にお	誤って支給した旅行雑費

	<p>る旅費について、旅行雑費が重複して支給されているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>については、戻入処理を行った。 今後は、適正な会計事務を行い、再発防止に努める。</p>
	<p>旅費について、旅行命令の重複により過払となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>誤って支給した旅費については、戻入処理を行った。 今後は、適正な会計事務を行い、再発防止に努める。</p>
宮崎土木事務所	<p>道路占用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>過徴収となっていた道路占用料については、返納済みである。 また、過去5年分、算定誤りがないことを確認した。 今後は、担当リーダー、課長による二重チェックを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>河川敷占用料について、滞納整理票が整理されていないものが散見された。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>未納案件については、滞納整理票を整理した。 今後、滞納が発生した案件については、督促状を送付するとともに催促を行い早期納入を促し、その経緯を滞納整理票に記載し整理する。</p>
	<p>移転補償に係る支障電気通信線路移転工事契約について、契約書で定めた期間内に工事が完了していないものがあった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>今後は、担当職員において、契約ごとの工期管理を徹底するとともに、担当リーダーにおいても、全契約の工期を管理し、工期延長の協議漏れのないようにした。</p>
	<p>河川法に基づく工作物の新築等の許可について、着手届や完了届のないものが散見された。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>許可申請者に対し、着手届及び完了届の提出について強く指導を行うとともに、適正な事務処理に努める。</p>
都城土木事務所	<p>概算払した旅費について、精算手続を誤り過払となっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>過払分の旅費については、戻入を完了した。 今後は、支給された旅費等の計算内容と実際の行程等に変更が生じていないか、証拠書類等をもとに十分確認した上で旅行後の精算手</p>

		続を行うよう、周知徹底を図った。
日向土木事務所	物品の処分について、売払代金の収納前に引渡しを行っているものがあった。留意を要する。(指摘事項)	物品の処分に当たっては、適宜事務処理の内容確認を行うなど、「物品管理事務の手引」等に従い適正な事務処理に努める。
延岡土木事務所	立竹木の補償契約書について、対象物件の所在地の表示が適切でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)	今後は、用地・補償契約事務に係る契約書の記載内容についてチェックを強化し、適正な事務処理に努める。
	土石採取料について、調定事務が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)	今後は、職員に対して関係規程の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
	公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)	公有財産使用料(行政財産使用料)の過徴収分については、相手方に返還済みである。 今後は、算定額の誤りがないよう、職員に対して関係規定の周知徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
建設技術センター	旅費について、航空賃の誤りにより過払となっているものがあった。また、精算払の確認に必要な書類がないものがあった。善処を要する。(注意事項)	旅費の過払については、戻入を完了した。 また、精算払の書類不備については、外部講師がインターネットで購入したパック旅行に係る領収証の未発行によるもので、後からの再発行は不可能であったため、予約時の金額等が確認できる書類を添付した。 今後は、旅費支払時のチェックを強化するとともに、外部講師がパック旅行や航空機を利用する場合には、領収証等支払が確認できる書類の提出が必要である旨を事前に周知することとした。
中部港湾事務所	港湾施設用地使用料について、調定事務が遅れているものが見受けられ	本件は、占用許可等を行った際に港湾施設用地使用料の調定を失念していたも

	た。留意を要する。（指摘事項）	のである。 今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
	水域等占用料について、調定額の算定を誤っているものが見受けられた。善処を要する。（指摘事項）	不明瞭な境界などに基づく算定及び端数処理誤りについては、適正に処理する。 今後、算定根拠を明確にするとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。
	港湾使用料について、督促状の送付事務が遅れているものが散見された。留意を要する。（注意事項）	今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。 また、滞納解消のために、滞納整理の年間スケジュールを立てるとともに、事務所内の滞納指導体制を整える。
	宮崎港航路標識灯点検整備業務委託について、支出負担行為の整理時期が遅れていた。留意を要する。（注意事項）	今後、財務規則の規定の確認を徹底するとともに、所内におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。
財務福利課	育英資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組が望まれる。（指摘事項）	育英資金貸付金等の未済額が増加している主な原因は、返還者の増加に伴う返還総額の増加や、経済状況の悪化に伴う未就労・収入減等による滞納の増によるものである。 平成24年度より、育英資金事業の円滑な運営と経理の明確化を図るために、これまで一般会計で運営していた育英資金事業を特別会計により運営することとした。 特別会計による運営のもとで、滞納額の縮減と滞納の長期化防止のため、平成24年度から専門職員（債権管理員）を3名から5名に増員し、滞納者や連帯保証人に対する電話催促や訪問

		<p>指導を強化している。</p> <p>また、貸与申請の段階で本人や保護者へ返還についてきめ細かな説明を行い、返還に対する意識付けの徹底を図っている。</p> <p>これらの取組に加えて、平成25年度からは、返還時の負担を軽減する貸与額を選択制や返還者の利便性と収納率の向上が図れる返還金の口座振替制度を導入し、新たな滞納の未然防止に取り組んでいる。</p> <p>また、「育英資金返還促進強化事業」により、新規返還者に対する架電催促業務の外部委託や支払う意思のない長期滞納者等に対する法的措置を実施した。</p> <p>今後はコンビニエンスストアを利用した収納も検討しており、更なる収納促進に取り組む、育英資金事業の安定した運営ができるよう努めていく。</p>
	<p>財産貸付料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>本件は、教職員住宅における電柱敷使用料の調定事務について、調定期が遅れていたものである。</p> <p>今後は、歳入事務について相互確認を徹底し、適正な会計処理に努める。</p>
<p>高鍋農業高等学校</p>	<p>扶養手当について、過払となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>本件は、職員の扶養手当について、特定期間終了となった扶養親族の確認が十分に行われず、手当が過払となっていたものである。</p> <p>監査指摘後、速やかに手当額の戻入処理を行った。</p> <p>今後は、給与支給事務に係るチェックを強化し、再発防止に努める。</p>
<p>都城きりしま支援学校</p>	<p>特別支援学校医療的ケア実施事業委託について、契約額から減額する単価を誤っていた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>本件は、特別支援学校医療的ケア実施事業委託について、医療的ケアを利用しない場合に減額すべき費用弁償の積算単価が誤っていたものである。</p> <p>今後は、積算基礎となる単価等のチェック体制を強</p>

		化し、財務規則等関係法令に従い適正な事務処理に努める。
	都城きりしま支援学校スクールバス運行業務委託について、検査調書が作成されていない。留意を要する。（注意事項）	本件は、特別支援学校のスクールバス運行業務委託について、契約金額が100万円以上の単年度契約において必要な検査調書が作成されていない。監査後、速やかに検査調書を作成した。今後は、委託業務完了後における必要書類のチェック体制を強化し、財務規則等関係法令に従い適正な事務処理に努める。
日向ひまわり支援学校	日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関等への払込が遅れていた。留意を要する。（指摘事項）	本件は、日本スポーツ振興センター共済掛金の払込みについて、収納した現金の合計額が1万円を超えた日に指定金融機関での払込みをしていなかったものである。今後は納入通知書を保護者ごとに発行し、保護者が金融機関で納入する方法へな変更を行うことで、適正な収入処理に努める。
	教員特殊業務手当について、教員特殊業務従事実績簿が作成されていない。また、受給資格のない職員に支給されているものがあつた。善処を要する。（指摘事項）	本件は、職員の修学旅行生徒引率における教員特殊業務従事実績簿を作成せず報告を行っていたもの及び手当の支給対象とならない職員に支給していたものである。監査指摘後、速やかに実績簿を整備し、誤支給については該当月の手当額の戻入処理を行った。今後は、給与支給事務の適正な処理と再発防止に努める。
日南病院	空調及び計装設備保守点検業務委託について、第三者への一部再委託に係る承認手続が行われていなかった。留意を要する。（注意事項）	平成26年度の空調及び計装設備保守点検業務委託においては、委託業者から業務体制報告書を提出させ、一部再委託に係る承認手続を行っている。今後は、担当者間で十分にチェックを行い、適正な

		委託事務の執行に努める。
延岡病院	<p>旅費について、交通費の算出を誤り支給不足と散見された。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>今回の指摘は、県外旅費の計算において空港から起点までの交通費の算出に誤りがあり、支給不足となったものである。</p> <p>監査後、支給不足となっている旅費については、速やかに追給処理を行った。</p> <p>今後は、職員の旅費に関する条例及び関係通知等に基づき、旅費の算定を慎重に行い、適正な事務処理に努める。</p>
	<p>行政財産の目的外使用許可について、行政財産使用許可台帳が作成されていないものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>コインランドリー、コールドロッカー及びレンタルテレビについて、平成25年度までは行政財産使用許可台帳が整理されていたが、平成26年度分の作成がなされていなかったものである。</p> <p>監査後、直ちに行政財産使用許可台帳を作成した。</p> <p>今後は、貸付手続に遺漏のないよう十分に注意し、適切な事務処理に努める。</p>